

施設整備補助金に係る補足説明

補助金については、補助事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当します。

補助事業者が、補助金の交付を受けて補助事業を実施するに当たり、課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないこととなります。

このことから、市の補助金交付要綱において、補助金交付申請時又は実績報告時に当該補助金に係る消費税等仕入控除額がある場合は、これを減額して申請（報告）しなければならないとされています。また、実績報告書の提出後に確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定した場合、「消費税等仕入控除税額報告書」により市に報告をいただくことになっています。（田村市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱第 4 条第 2 項及び第 7 条第 2 項参照）

補助額については、募集要項に記載のとおり、補助基準額と市長が認めた補助対象経費の実支出額（仕入税額を控除したもの）を比較していずれか低い方の額に補助率を乗じた額となります。

田村市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民間保育所等（児童福祉法第35条第 4 項の規定により設置する保育所、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいう。以下「保育所等」という。）の整備に要する費用に対し、補助金を交付することについて、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成 17 年田村市規則第 39 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金を交付する対象者は、市内に保育所等を整備する社会福祉法人その他の者とする。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金を交付する対象となる事業、経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、保育所等施設整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 施設整備事業計画書
- (2) 工事实施設設計書、位置図、配置図、平面図及び立面図
- (3) 当該事業に係る資金内訳書又は予算書
- (4) その他必要な書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するにあたり、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の決定)

第 5 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付基準に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第 6 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき市長の承認を受けようとするときは、保育所等施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 2 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 変更に係る施設整備事業計画書
- (2) 変更に係る工事实施設設計書、位置図、配置図、平面図及び立面図
- (3) 当該事業の変更に係る資金内訳書又は予算書
- (4) その他必要な書類

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、保育所等施設整備事業実績報告書（様式第 3 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 施設整備事業費精算書
- (2) 工事請負契約書の写し及び竣工写真
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し
- (4) 補助事業に係る決算書又は決算見込書
- (5) 補助対象経費の領収書の写し
- (6) その他必要な書類

2 前項の実績報告書を提出するにあたり、第 4 条第 2 項ただし書きに規定する当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。また、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（当初に減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第 4 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれらを返還しなければならない。

（請求）

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の請求をしようとするときは、保育所等施設整備事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出するものとする。

（交付方法）

第 9 条 補助金は精算払いを原則とし、当該補助事業者の請求により交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の交付決定額の範囲内で概算払いをすることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

事業の種類	補助対象経費	補助基準額	補助額
保育所等施設整備事業	保育所等の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等に要する経費	保育所等整備交付金交付要綱又は認定こども園施設整備交付金交付要綱において算出される交付金の基準額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額	補助基準額の 4 分の 3 以内の額（ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）

様式第 1号 (第 4条関係)

保育所等施設整備事業補助金交付申請書

年 月 日

田村市長 様

住 所

法人名

施設名

代表者名

印

田村市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱第 4条の規定に基づき、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付申請額 金 円

3 添 付 書 類

- (1) 施設整備事業計画書
- (2) 工事实施設設計書、位置図、配置図、平面図及び立面図
- (3) 当該事業に係る資金内訳書又は予算書
- (4) その他必要な書類

様式第 2号（第 6条関係）

保育所等施設整備事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

田村市長 様

住 所

法人名

施設名

代表者名

印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった保育所等施設整備事業の事業計画を下記のとおり変更したいので、田村市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、承認されたく申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添 付 書 類
 - (1) 変更に係る施設整備事業計画書
 - (2) 変更に係る工事实施設計画書、位置図、配置図、平面図及び立面図
 - (3) 当該事業の変更に係る資金内訳書又は予算書
 - (4) その他必要な書類

保育所等施設整備事業実績報告書

年 月 日

田村市長 様

住 所

法人名

施設名

代表者名

印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定のあった保育所等施設整備事業が完了したので、田村市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱第 7条の規定に基づき、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 金 円

3 添付書類

(1) 施設整備事業費精算書

(2) 工事請負契約書の写し及び竣工写真

(3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条第 5 項の規定による検査済証の写し

(4) 当該補助事業に係る決算書又は決算見込書

(5) 補助対象経費の領収書の写し

(6) その他必要な書類

様式第 4 号（第 7 条関係）

保育所等施設整備事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

田村市長 様

住 所

法人名

施設名

代表者名

印

年 月 日付け田村市指令 第 号で交付決定のあった保育所等施設整備事業補助金について、田村市民間保育所等施設整備事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|----------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額又は実績額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還税額（3-2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第 5号 (第 8条関係)

保育所等施設整備事業補助金交付請求書

年 月 日

田村市長 様

住 所

法人名

施設名

代表者名

印

下記のとおり保育所等施設整備事業補助金を交付されたく請求します。

記

1 補助事業の名称

2 請 求 金 額 金 円